

「次世代育成支援対策法」に基づく

一般事業主行動計画

社員が、その能力を十分発揮して仕事と子育てを両立できる職場環境を整備するために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日～平成30年3月31日まで

2. 内 容

目標 1 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などの諸制度の周知

- (対策)
- ・平成27年4月～ 諸制度について社内報等で周知を図り、対象者へは個々に説明し理解させる。
 - ・平成27年4月～ 部署長に対し、諸制度と利用状況等について研修を実施し、部署内での理解と周知を図る。

目標 2 所定外労働の削減のための措置の実施

- (対策)
- ・平成27年4月～ ノー残業デー推進のための周知、啓発を行う。

目標 3 若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ、適正な募集・採用機会の確保その他の雇用管理の改善または職業訓練の推進

- (対策)
- ・平成27年4月～ トライアル雇用等で若年者の採用募集をする。
 - ・平成27年7月～ インターンシップ等で就業体験の機会を設ける。

平成27年4月1日